

メイド・イン・ツバメ認証委員会

認証規程

1. 目的

燕で生産された製品の原産地を認証し、認証された製品に「メイド・イン・ツバメ」のロゴマークを使用することを許可するもの。消費者に対して他国製品との差別化を認識しやすくする。燕産地で作られた製品のよさを広く消費者に知ってもらい、地域ブランドの高揚に寄与する。

2. 対象とする製品

- ・消費財
- ・業務用製品
- ・部品は認証の対象としない。

3. 申請者

製品を製造または販売する燕商工会議所の会員であり、申請する製品の製造元または発売元。

4. 認証方法

燕商工会議所内に認証委員会を設け、申請ごとに審査、認証する。

5. 認証基準

(1) 工業製品の場合

- ①燕市を含み、かつ燕市に隣接した市町村（新潟市・長岡市・三条市・弥彦村）で成形・組立て・表面処理等の主要な工程が行われていること。
- ②複数の部品で製品が構成されている場合、製品の外観の面積の半分以上が上述の①を満たすこと。
- ③法令で必要と定められている安全基準・品質基準を満たしており、そのための公的認証を得ているもの。
- ④SG マークの対象製品は SG マークを取得しているか、それに準じた検査を受けていること。
- ⑤申請者が PL 保険等損害賠償保険に加入していること。

(2) 燕の地域ブランドに相応しくないもので、認証が適当でないと、過半数の委員が認めた場合認証を拒絶する。

(3) 認証後、以下の事由が起こった時は認証を取り消す。

- ①原産地が変わるなど、製品が認証基準を満たさなくなった場合。
- ②製品に事故や瑕疵があった時
- ③申請者が倒産・廃業をした場合

④他者の知的財産権を侵し、このことにより問題が生じた時

6. 審査会

認証の申請があった場合速やかに開催する。

7. 調査

事務局は申請内容に疑義がある場合、製造の実態があるかどうか現地調査をすることができる。

8. 秘密保持

委員・調査員は審査を通じて知り得た一切の情報を申請者の同意を得ずに他に漏えいしてはならない。

9. 審査項目・規程の改定

審査に必要な項目は認証委員会が改定することができる。

10. メイド・イン・ツバメ 認証ロゴマーク使用方法

ロゴは、刻印・印刷・シールにより表示する。



附則（平成22年8月5日）

（実施の時期）

1. 「4 認証基準」の改正規定は平成22年8月5日から実施する。

附則（平成23年6月23日）

（実施の時期）

1. 「4 認証基準」の改正規定は平成23年6月23日から実施する。

附則（平成26年11月17日）

（実施の時期）

1. 「3 申請者」「5 認証基準」「7 調査」の改正規定は平成26年11月17日から実施する。

附則（平成27年12月7日）

（実施の時期）

1. 「5 認証基準」の改正規定は平成27年12月7日から実施する。

附則（平成28年12月19日）

（実施の時期）

1. 「5 認証基準」の改正規定は平成28年12月19日から実施する。

メイド・イン・ツバメ 認証委員会

申請手続きおよび使用に関する規程

1. 申請者

製品を製造または販売する燕商工会議所の会員であり、申請する製品の製造元あるいは発売元。

2. 申請手続きおよび認証期間

燕商工会議所が指定した申請用紙に必要事項を記入の上、申請する。認証の効力は、認証委員会において認証された日より発生し1年間とする。

3. 申請手数料

- ① 申請手数料は1点につき3000円。シリーズのものは10点まで3000円。10点を超える場合は、1点につき500円を加算する。
- ② シリーズとは、ハンドルや製品の一部に特徴的なデザインが施されており、そのデザインが共通な製品群であるものを言う。
- ③ 1点とは、形が相似形で用途の同じサイズ違いの製品を含めて1点とする。
- ④ 申請料は現金で徴収する。徴収済みの申請料は返却しない。
- ⑤ 別途消費税も併せて徴収する。

4. 更新手数料

- ① 申請者は認証された製品の認証を更新することができる。
- ② 更新の期間は会議所の会計年度（4月から翌年3月）ごとに更新する。申請した翌年度から更新手数料を商工会議所会費と一緒に徴収するものとする。
- ③ 更新手数料は申請手数料の税抜き額の半額と消費税とする。
- ④ 申請者は認証が必要で無くなった場合や申請内容に変更が生じた場合はすみやかに会議所に申し出る。申し出の無い場合は自動更新とする。
- ⑤ 徴収済みの更新手数料は返却しない。

5. 申請時に必要な書類

- ・ 申請申込書
- ・ 申請する製品
- ・ 知的財産権を有している場合はそれを証明するもの

6. 申請者は認証を受けた製品とそれに付随するパッケージやチラシなど広告物等にロゴマークを付すことができる。

7. 申請者は製品またはパッケージに製造業者または販売者名を明記すること。

8. ロゴマークの形状を改変して使用してはならない。配置等を変える場合は燕商工会議所に相談すること。
9. 申請者は原産地や製造する工場が変更になった場合及び認証済製品が廃番になった時その他製品の仕様に変更が生じた場合には、すみやかに燕商工会議所に報告する。認証の条件を満たさなくなった場合は、認証を取り消し、認定書を返却する。
10. ロゴマークを使用した製品の事故、瑕疵について燕商工会議所は一切の責任を負わない。

附則（平成22年10月19日）

（実施の時期）

1. 「3 申請手数料および更新手数料」の改正規定は平成22年10月19日から実施する。

附則（平成22年11月24日）

（実施の時期）

1. 「1 申請者」の改正規定は平成22年11月24日から実施する。

附則（平成23年6月23日）

（実施の時期）

1. 「4 申請に必要な書類」の改正規定は平成23年6月23日から実施する。

附則（平成24年10月1日）

（実施の時期）

1. 「1 申請手数料および更新手数料」の改正規定は平成24年10月1日から実施する。

附則（平成25年3月14日）

（実施の時期）

1. 「2 申請手続きおよび認証期間」「3 申請手数料」「4 更新手数料」の改正規定は平成25年4月1日から実施する。